

# 第1章 基本的事項

## 1-1 策定の背景及び目的

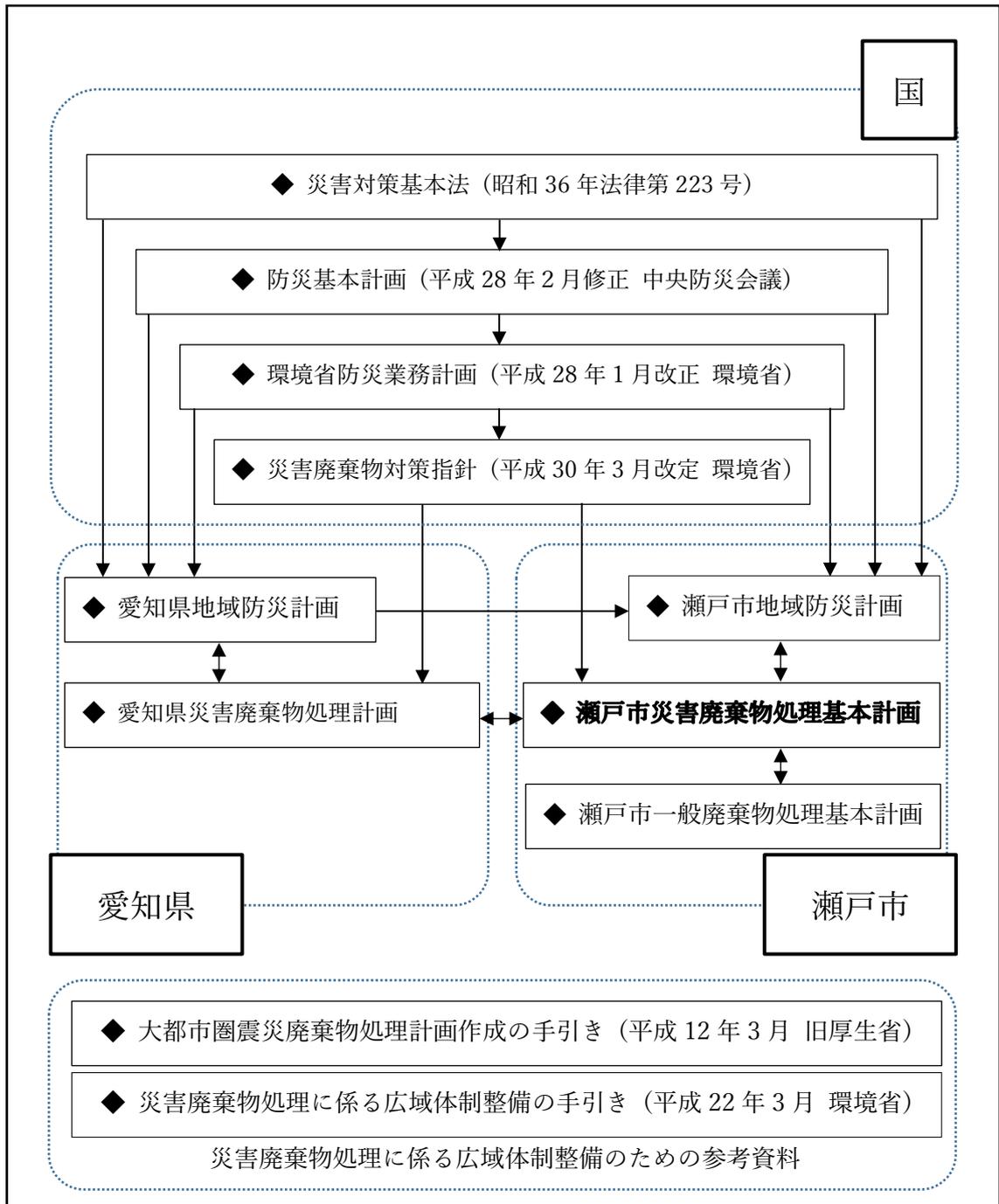
平成 23 年3月の東日本大震災、平成 28 年4月の熊本地震では、被害が広範囲に及び、ライフラインや交通の途絶など多大な社会的影響のほか、大量の災害廃棄物が発生した。特に東日本大震災では、広範囲に渡る未曾有の被害とともに膨大な災害廃棄物をもたらした。その処理は困難を極めた。

本市域においては、南海トラフ全域で30年以内にマグニチュード8以上の地震(以下「南海トラフ地震」という。)が起きる確率は70%程度と予測されており、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。また、近年は気候変動に伴う強い台風や集中豪雨の増加により、河川氾濫や土砂災害等といった災害リスクも高まっている。

このような大規模災害発生時に、生活環境の悪化を防ぎ、速やかに復旧・復興を行っていくためには、その大量に発生する災害廃棄物の処理について、事前に対策を講じておくことが重要である。

こうしたことから、環境省において、平成 26 年3月に「災害廃棄物対策指針」が策定され、平成 30 年3月には、熊本地震等の近年起きた災害の知見を元に改定された。また、愛知県では、平成 28 年10月に「愛知県災害廃棄物処理計画」(以下、「県処理計画」という。)を策定したところである。

瀬戸市災害廃棄物処理計画(以下、「本計画」という。)は、瀬戸市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)を補完し、県処理計画に基づき、災害で生じる廃棄物等を迅速かつ適正に処理するために必要な事項を定め、被災後の早期の復旧及び復興を図り、市民の生活環境を守ることを目的とするものである。



【図1. 1 本計画の位置付け】

## 1-2 計画の対象区域

計画対象区域は本市全域とする。

## 1-3 計画の対象とする廃棄物及び業務

### (1) 対象廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物は下記のとおりとする。

【表1.1 対象とする災害廃棄物】

	廃棄物	特徴
災害によって発生する廃棄物	木くず	柱・梁・壁材、木製家具、流木など
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
	可燃混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス・陶器くず、土砂等が混在した概ね不燃性の廃棄物
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
	腐敗性廃棄物	量や被災冷蔵庫から排出される食品等
	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、フロン類・CCA・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等
	その他、処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類等の危険物や地方公共団体の施設では処理が困難もの(オイルヒーター、ピアノ、石膏ボード等)
被災者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
	し尿	仮設トイレ(災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供された汲み取り式トイレの総称)等からの汲み取りし尿

## (2)対象業務

本計画で対象とする業務は、本市が行う災害廃棄物の収集、処理及びそれに関する一連の業務とする。

### 1-4 対象とする災害と被害想定

本計画で対象とする災害は、地域防災計画に基づく地震災害及び風水害等災害とする。

#### (1)地震災害

対象とする地震は、地域防災計画の想定と同様に南海トラフ地震の「過去地震最大モデル\*」を対象とし、被害想定もこれに基づき算出するものとする。

\*南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいものを重ね合わせたモデルのこと。

【表1.2 本市被害想定(地域防災計画より抜粋)】

項目	想定する被害
最大震度	5強から6弱
死者数	5人未満
建物全壊・焼失棟数	約40棟
避難所への避難者数	最大約6,800人

#### (2)風水害等災害

本市では、昭和34年9月の伊勢湾台風による被害や、平成12年9月の東海豪雨及び平成20年8月に発生した集中豪雨による被害等を過去に経験している。

今後、本市に大きな被害を及ぼすと考えられる風水害は、矢田川及び庄内川水系河川の氾濫による浸水被害、内水氾濫、土砂災害等である。本計画では、愛知県河川課が発表する洪水浸水想定区域図及び洪水予想図に基づく風水害を対象とする。

【表1.3 本市浸水予想地域(県発表内容より抜粋)】

対象河川	想定	地域
国管理河川 庄内川	洪水浸水想定区間図(想定最大規模*)	鹿乗町
県管理河川 庄内川上流支川水野川流域	浸水予想図(想定最大規模*)	中水野地区
県管理河川 矢田川・香流川流域	浸水予想図(想定最大規模*)	本地地区

\*想定最大規模とは、想定し得る最大の降雨によって浸水することが想定される区域を表示した図面のこと。

## 第2章 災害廃棄物処理の概要

### 2-1 基本方針

災害発生後の市民の生活環境の保全に資するべく、本市において災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための基本的な方針は、次のとおりである。

#### ①衛生的かつ迅速な処理

廃棄物の腐敗による生活環境の悪化、感染症の発生・蔓延を防止するため、生ごみ等の腐敗性のある廃棄物の処理を優先的に行う。

#### ②計画的な対応・処理

災害廃棄物の発生量に応じて仮置場を開設し、効率的な処理を目指す。また、片付けごみの分別及びリサイクルを促進し、可能な限り再資源化を行う。

#### ③環境・安全に配慮した処理

災害時においても、環境に十分配慮し、災害廃棄物の処理を行う。特に有害廃棄物・危険物は、作業の安全確保を行った上で優先的に回収する。

#### ④処理の協力・支援、連携

市内での処理能力が不足する場合には、国や愛知県、他地方自治体及び民間事業者等に協力・支援を要請して処理を行う。また、広域処理や他市町への支援についても、被害状況等に応じて検討する。

## 2-2 処理スケジュール

発災前後の各段階で行う業務の概要は、表2.1のとおりである。

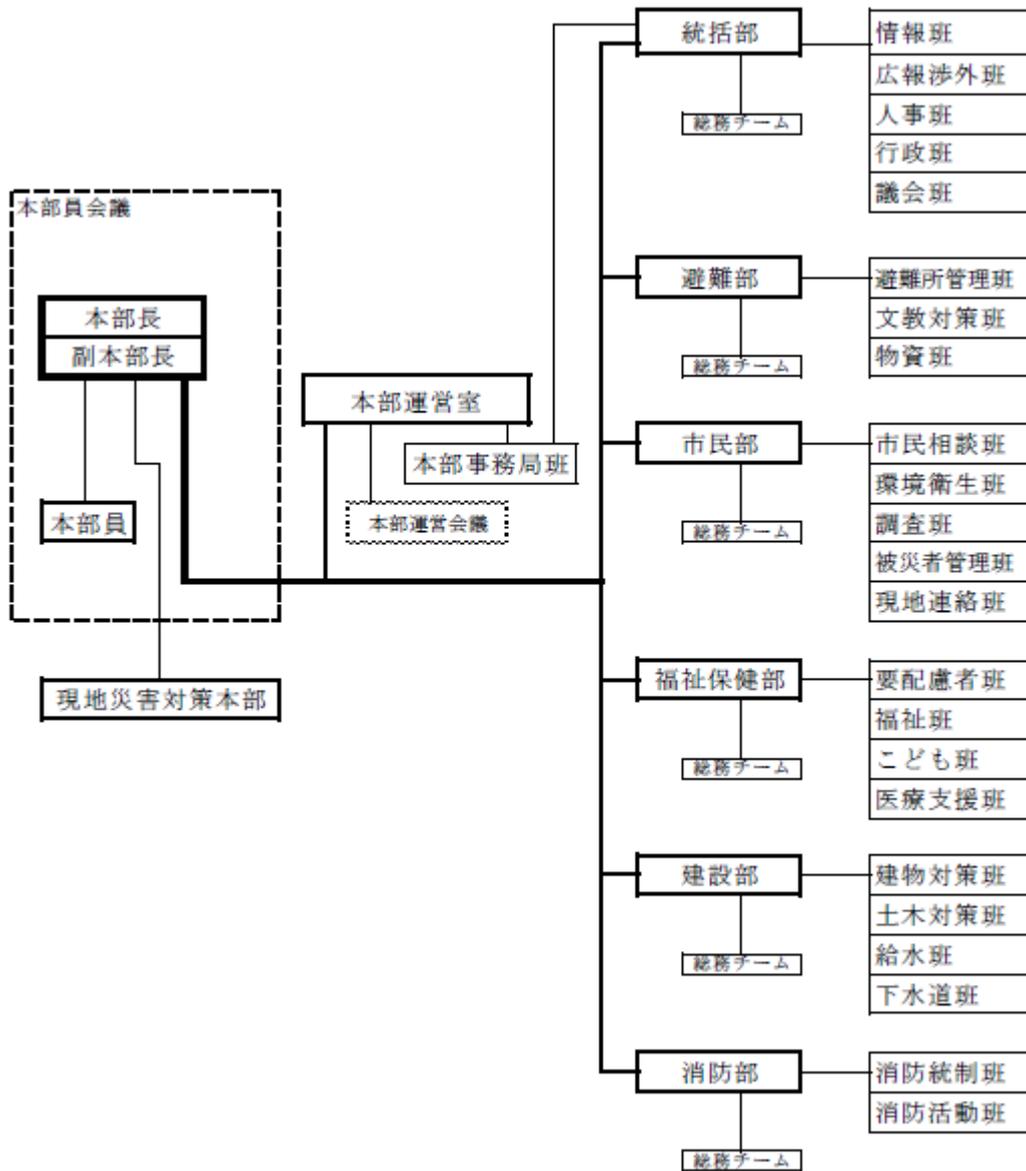
本市の災害廃棄物発生量(推計)や過去の大規模災害における災害廃棄物の処理期間及び県計画を考慮し、概ね3年以内の処理を目指す。実際の災害の規模に応じて可能な限り早期の処理完了を目指す。

【表2.1 業務スケジュール】

各段階	業務内容
平常時 (発災前)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理計画の策定と見直し</li> <li>・県・他市町村・関係機関等との連絡体制の整備</li> <li>・応援要請先の確保、災害応援協定の拡充・具体化</li> <li>・仮置場候補地の設定</li> <li>・人材育成・訓練の実施</li> <li>・一般廃棄物処理施設の防災対策の実施(瀬戸市クリーンセンター及び尾張東部衛生組合にて実施)</li> </ul>
A 初動期 (発災後数日間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織体制の整備</li> <li>・被災状況の把握と災害廃棄物発生量等の推計</li> <li>・避難所開設状況の把握</li> <li>・道路・橋梁の被害状況の把握と緊急輸送車両の手配</li> <li>・一次仮置場の設置、運用</li> <li>・廃棄物の収集運搬、処理</li> <li>・仮設トイレの設置とし尿の収集運搬、処理</li> <li>・市民への周知</li> <li>・県への報告・応援要請</li> </ul>
B 応急対策期 (発災後3カ月程度まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体家屋等大型廃棄物の収集・撤去</li> <li>・災害廃棄物の処理継続</li> <li>・災害廃棄物発生量等の見直し</li> <li>・災害廃棄物処理実行計画の策定</li> <li>・災害等廃棄物処理補助事業のための報告書の作成</li> <li>・県への事務委託の検討</li> </ul>
C 復旧・復興対策期 (発災後3年程度まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・損壊家屋等の解体撤去、廃棄物の処理</li> <li>・二次仮置場の設置、運用</li> <li>・思い出の品の取り扱い</li> <li>・災害等廃棄物処理補助事業における災害査定を受検、補助申請</li> </ul>

### 2-3 組織体制

本計画で想定される災害が発生したときは、地域防災計画に基づく災害対策本部が設置される。災害廃棄物等の関連業務は市民部環境衛生班が担うこととなるが、人員不足の場合は、各班調整の上、応援を要請する。



【図2.1 瀬戸市災害対策本部の組織(地域防災計画より抜粋)】

【表2. 2 本部の編成及び担当業務(地域防災計画より抜粋)】

部室	部長:市民生活部長 副部長:生活安全課長				
市民部	班	部局	担当課等	業務内容	
	環境衛生班	市民生活部	環境課	(班長)	1 廃棄物処理施設の被害調査及び応急対策に関すること
				2 トイレ利用の確保に関すること	
				3 ごみ及びし尿の処理処分に関すること	
				4 塵芥及び災害廃棄物の収集処理に関すること	
				5 廃棄物処理等に係る広域応援の受入れ調整等に関すること	
				クリーン	6 清掃用車両及び作業員の確保に関すること
				センター	7 死亡獣畜の処理に関すること
				8 被災者の防疫に関すること	
				9 その他被災地の衛生に関すること	

#### 2-4 協力支援体制

本市では、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、県、県内他市町村、一部事務組合、下水管理者及び民間企業との間で相互応援に関する協定を締結している。本市のみでは処理等が困難な場合は、必要に応じて応援要請を行い、協力・支援体制を構築しながら対応する。

【表2. 3 災害廃棄物処理に関連した応援協定】

協定名	協定先	協定内容
災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	愛知県、県内他市町村、一部事務組合及び下水道管理者	一般廃棄物及び下水の円滑な処理に関する協力要請
災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	一般社団法人愛知県産業廃棄物協会	災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分に関する協力要請
災害時における下水・し尿及び浄化槽汚泥の処理等に関する協定書	株式会社アイチ衛生 有限会社品野衛生社 株式会社尾東	災害時における下水、し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する協力要請

また、災害時には、ボランティアの協力が災害廃棄物処理においても活躍が大いに期待されるところであり、ボランティア担当部局である福祉班と密接な連携を図ることが重要である。災害ボランティアセンターに対しては、事前に作業にあたるボランティアへ災害廃棄物の分別方法や排出先、有害物質への暴露防止等、回収作業における留意点について説明し、市による回収・処理との連携が図れるよう調整行っていく。

## 2-5 処理主体

災害廃棄物は原則として一般廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(以下「廃棄物処理法」という。)第6条の2の規定により、市がその処理の責任を担うこととされている。原則として、本市で発生する一般廃棄物の処理施設である尾張東部衛生組合(ごみ処理施設)及び瀬戸市クリーンセンター(し尿等処理施設)で処理を行うこととするが、被災状況に応じて協力を依頼する等の対応も必要である。

【表2.4 本市の一般廃棄物処理施設一覧】

施設名		処理方式	処理能力	処理対象物
尾張東部 衛生組合	焼却施設	全連続燃焼式機械炉	150t/24h×2 炉	家庭系一般廃棄物 事業系一般廃棄物
	晴丘セン ター	粗大ごみ 処理施設	横型回転式破砕機 50t/5h 剪断式破砕機 5t/5h	
クリーンセンター		高負荷脱窒素処理法＋ 高度処理	125kℓ/日	し尿・浄化槽汚泥

【表2.5 廃棄物収集運搬車両一覧(平成31年4月現在)】

(台)

	軽ピックアップ トラック	パワー ゲート車 (2t)	軽トラッ ク	パッカー 車(2t)	普通貨 物	ミニホイ ルロー ダー	合計
環境課	1						1
資源リサイクル センター		2	2				4
クリーンセンタ ー	1	2	1	5	1	1	11
合計	2	4	3	5	1	1	16

## 2-6 広報

市民へ広報すべき情報及び内容を整理し、情報の種類に応じてインターネット、防災行政無線、広報車、避難所の掲示板への貼紙、広報誌等で情報を発信する。

## 第3章 災害廃棄物対策

### 3-1 災害によって発生する廃棄物の処理

大規模な災害発生により、建物等の倒壊・破損・焼失により、窓ガラスや屋根瓦等の落下物、倒木等のがれきが大量に発生することが予想される。また、損壊家屋や事業所等の解体時に発生する廃材・コンクリート塊・鉄筋等のがれきも、長期にわたり大量に排出される。これらのがれきを速やかに被災地から撤去し、再利用、再資源化、焼却、埋立等の処理を行う必要がある。

#### (1) がれき類発生量の推計

愛知県では「平成 23 年度～平成 25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」を踏まえ、県処理計画にて災害廃棄物等発生量(推計)を算出している。

本計画では、県が算出した本市の災害廃棄物発生量を用いることとする。

【表3. 1 県処理計画における本市の災害廃棄物等発生量】

(t)

選別前						合計
災害廃棄物		津波堆積物				
可燃物	不燃物					
3,623	10,907	0				14,530
選別後						合計
可燃物	不燃物	柱角材	コンクリート	金属	分別土砂	
2,716	4,881	316	5,671	947	—	
						14,530

#### (2) 災害廃棄物発生量の推計方法(地震災害)

災害廃棄物発生量の推計は、県計画の推計方法に基づき、以下の式により算定する。

$$Q1 = \Sigma (N \times s \times q \times r1)$$

$$Q2 = \Sigma (Q1 \times r2)$$

Q1 : 選別前の種別発生量

Q2 : 選別後の種別発生量

N : 木造・非木造別被害棟数

r2 : 選別率

s : 平均延床面積

q : 単位延床面積当たりの廃棄物重量

r1 : 選別前の種類別割合

### (3) 仮置場

災害時には、がれき類をはじめとした大量の災害廃棄物が発生することから、発生する災害廃棄物の発生量を予測し、速やかに仮置場を設置するかどうかを判断する必要がある。

仮置場には、処理施設において一度に処理ができない大量の災害廃棄物を、生活圏から速やかに移動させ一時的に保管するための一次仮置場と、機械選別や再資源化等を行うための二次仮置場がある。

【表3.2 仮置場の種類】

名称	利用方法等
一次仮置場	・被災家屋等から排出される災害廃棄物や、生活空間等に散乱した災害廃棄物を一時的に集積する。 ・廃棄物の分別保管を行うとともに、重機等を用いた粗選別を行う場合もある。
二次仮置場	・一次仮置場のみでは選別、保管、処理ができない場合に、災害廃棄物を搬入し保管、機械選別、再資源化等を行う。 ・仮設焼却炉を設置して焼却処理を行う場合もある。

#### ① 必要面積の推計

表3.1に記載する災害廃棄物発生量を基に、必要となる仮置場の必要面積を下記に示す算定方法により推計すると 2,200m<sup>2</sup> となる。災害廃棄物を市民の生活圏から速やかに排除することが、その後の復旧・復興に係る重要な要素となるため、平常時からの検討が重要である。

#### ※算定式

$$\text{必要面積} = (\text{A 保管面積} + \text{B 作業スペース面積}) \div 2$$

$$\text{A 保管面積} = \text{発生量(重さ)} \div \text{比重} \div \text{高さ}$$

(比重) 可燃混合物:0.55 コンクリートがら・金属くず・不燃混合物 1.48

(高さ) 災害廃棄物:5m

$$\text{B 作業スペース面積} = \text{A 保管面積} \times 2/3$$

## ② 仮置場の選定

仮置場は主に市所有地より選定する。一定の広さを確保しなければならないため、地域防災計画に記載される「応急仮設住宅建設予定地」と調整を図り、用地を選定することが必要となる。また、選定の際には、次の項目についても留意することが必要である。

### ・利便性の確保

各地域から持ち込むため、利便性が良いこと。被災地の居住者数や被害棟数から各地域の災害廃棄物発生概算量を算出し、仮置場ごとの対象地域を決定する。(複数箇所の確保を検討する。)

### ・車両進入路の確保

大型車両(10トン車など)が進入可能な道路状況であること。

### ・学校敷地ではないこと。

### ・極力住宅密集地を避け、長期にわたり使用可能であること。

## ③ 一次仮置場のレイアウト

一次仮置場を設置する際は、以下の条件を勘案して設置する。

・場内の道路幅は10m以上とし、一方通行にするなど車両進行方向のルールを定める。

・廃棄物から火災が起きた際の延焼を避けるため、山と山の間を2m以上空ける。

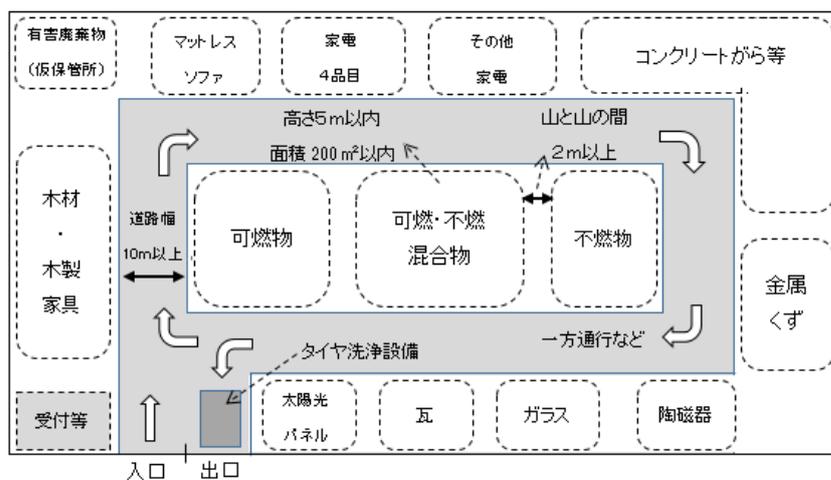
・廃棄物の山の高さは5m以内とし、設置面積は200㎡以内とする。

(腐敗性廃棄物の場合は、山の高さは2m以内とし、設置面積は100㎡以内とする。)

・腐敗や有害物の流出等が考えられる廃棄物の下は、遮水シートや簡易排水路を設置する。

・可能な限り、出口付近にタイヤ洗浄設備を設置する。

・敷地返却時に土壤汚染等を確認する可能性があるため、運用開始前の土壌を採取する。



【図3.1 一次仮置場のレイアウト例】

#### ④ 一次仮置場の運営

一次仮置場の運営は本市が主体となって実施する。しかし、仮置場の運営には一定の人員が必要となるため、人員が不足する際には、他自治体や協力企業への応援を要請する。

##### ●基本事項

- ・現場には状況に応じ、管理者、分別指導員、作業員、受付、車両誘導員及び警備員等を配置する。
- ・現場の作業に従事する際は、作業員に防じんマスク、メガネ及び安全長靴等を着用させ、作業員の安全衛生に配慮する。
- ・管理者は、仮置場への搬入台数、種類別搬入量(目視)、搬出量(目視)等の記録を行う。
- ・入口には受付を設置する。家電4品目、有害廃棄物を市が指定する業者等でない者が多量に持ち込むなど、いわゆる「便乗ごみ」の持ち込みが予想されるため、入口での排除を徹底する。
- ・分別指導員は、適正な分別が行われるよう監視、指導する。
- ・作業員は、重機等を使用し、廃棄物の積み上げ保管、搬出作業、切り返し等を行う。
- ・搬入車両の混雑状況に応じ、車両誘導員を配置する。

##### ●安全保管対策

- ・木質系の廃棄物は、火災が起こることがあるため、高さ5m以下とし、一山あたりの設置面積を200m<sup>2</sup>以下とする。また、積み上げる山と山の離隔距離は2m以上とする。受付付近に消火器を集積し、万一の火災時に備えることとする。
- ・ライター、灯油缶等の燃料を含む危険物や、電化製品、バッテリー、電池等の火花を散らす廃棄物の混在を避け、また、これらを含む可能性のある家電・電子機器等の保管場所と可燃混合物を近接させないようにレイアウトを工夫する。
- ・飛散防止対策として、定期的な散水の実施や、飛散する廃棄物はフレコンバッグで保管する等の対策を講じる。
- ・廃棄物の持ち去り等防止のため、防犯カメラ等の設置や夜間警備員の配置等も検討する。また、金属等の売却可能物は、容易に侵入できない場所に保管する等検討を行う。
- ・PCB やアスベスト等の有害廃棄物については、原則仮置場では保管しない。やむを得ず仮置場で保管する場合は、他の災害廃棄物とは分別して保管する。また、その場合については、保管場所である旨の表示や、飛散、漏洩防止等の措置を講ずる。

●衛生対策

- ・悪臭・害虫対策は、定期的に消臭剤、防虫剤を散布する。その際、薬剤の拡散リスクを考慮し、近隣住民等への事前周知を実施する。

●復旧・返却

- ・仮置場敷地を原状回復し、必要に応じて土壌分析を行ったうえで返却する。

(4) 中間処理

本市の一般廃棄物(ごみ)を焼却処理している晴丘センター(尾張東部衛生組合)が被災する等、万一の事態が発生し処理能力が不足する場合には、広域処理について愛知県等と調整するとともに、場合によっては仮設焼却炉を設置することも検討する。

(5) 分別・処理・再生利用・最終処分

災害廃棄物の処理については、廃棄物の種類毎に、既存処理施設での処理や、広域処理、仮設処理施設での処理等を想定し、それらに当たって必要な事前準備や事前調整を進めることが重要である。

がれき処理の効率化、資源化を図るため、表3. 3に従って分別し、混合廃棄物の発生を最小限に抑え、再資源化を推進する。

【表3. 3 がれきの分別】

種別	具体例	処理方針・留意点
木くず	柱、板	資源として再利用・再資源化が可能なものを分別し、できないものは焼却処理する。
金属くず	鉄筋、鉄骨、サッシ	資源として再利用・再資源化が可能なものを分別する。
コンクリートがら	コンクリート塊	民間の処理施設等へ処理を依頼し、再利用・再資源化を図る。
可燃物	襖、障子、畳、布団、毛布	再利用・再資源化が可能なものを分別し、焼却する量を可能な限り減らす。再利用・再資源化ができないものは焼却処理する。
不燃物	瓦、レンガ、ガラス、アスファルト	処理できないものは民間業者など外部委託により処理を行う。
上記を最大限分別したのちの混合廃棄物		焼却処理か最終処分場に埋め立てる。

### 3-2 被災者の生活に伴う廃棄物の処理

震災直後は、家庭や避難所から排出される生活ごみの一時的な増加に加え、がれき類など災害廃棄物の収集を行うため、廃棄物の収集運搬が追い付かないことが見込まれる。このため、収集する廃棄物に優先順位を決め、効率的な処理を行う。

#### (1) 避難所ごみの収集・処理

避難所からは、表3. 4に記載されるような生活ごみが大量に発生することが予測されるため、災害時に設置される避難所から発生するごみの収集については、通常時の収集体制とは別に体制を整える必要がある。

燃えるごみは、食品残渣等の腐敗性のある廃棄物であるため、優先して収集体制を整える必要がある。また、避難所の閉鎖が近づくにつれて毛布、ポリタンク、段ボール等が発生することが予測されるが、これらについては、避難者自身が適切に分別を行い、必要に応じて市が収集・処理を行う。

【表3. 4 避難所ごみの分別区分】

分別区分	排出方法
燃えるごみ	燃えるごみとして収集 食品残渣・食器類(弁当容器、紙皿、紙コップ、包装紙等)・ティッシュ・ペーパータオル・ウエットティッシュ・紙下着・紙おむつ類(便はトイレに捨てる)は、衛生的に問題があるため優先的に回収する。ポリタンク等のプラスチック製品は、自らが持ち帰るよう指導し、避難者地震が処理、処分する。
ビン・ペットボトル・缶類	資源物として可能な限り分別し(水洗いできる場合は行う)、収集 ペットボトルはラベル、キャップを外す。スプレー類、カセットコンロは使用済みであることを確認する。
新聞紙・段ボール・ミックスペーパー	資源物として可能な限り分別し、収集 汚れがある物は燃えるごみとする。
乾電池類	避難所に乾電池回収箱を設置してまとめて収集
毛布類	収集不可 避難者が使用したものは、自らが持ち帰るよう指導し、避難者自身が処理、処分する。
粗大ごみ等	収集不可 避難所には持ち込まないよう指導する。

## (2)生活ごみの収集・処理

災害時の被災家庭から排出される生活ごみについても、通常の収集ができない場合が考えられる。家庭ごみについては、公衆衛生の観点から、速やかに対応する必要があるため、緊急に収集体制を確立し、直営、委託業者、許可業者による収集・運搬を開始し、通常時と同様に処理を行うよう努める。ただし、収集体制が整わない場合や施設が被災した場合は、県、県内各市町村、関係団体などへ支援を要請し、燃えるごみを優先して収集・処理できる体制を構築する。

家庭ごみのうち粗大ごみについては、仮置場で一時保管できるものは分別し、焼却できるものは焼却処理を行う。ただし、収集体制が整わない場合や施設が被災した場合は、その他の生活ごみと同様に、県、県内各市町村、関係団体などへ支援を要請する。

また、特定廃家電(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は、原則として家電リサイクル法に基づき、排出者が小売店に連絡し小売業者に引き取りを依頼するか、特定取引場所に持ち込むこととする。しかし、災害の規模を考慮し、排出者が直接持ち込む場合に限り仮置場への搬入も認める。ただし、特定廃家電は排出者が持ち込むこととし、市では収集を行わない。

### 3-3 取扱いに配慮が必要な廃棄物

災害廃棄物の中には、アルバム、写真、位牌、賞状、手帳といった思い出の品や、金庫、貴重品等の有価物が含まれることが予測される。思い出の品や有価物を発見した場合は、廃棄せず所有者に引き渡すなど、取扱いに配慮することが必要である。

これらの取り扱いに配慮が必要な廃棄物については、仮置場における選別等の作業時に発見された場合には、廃棄物として処理せず、以下のように取り扱う。

- ・所有者等が不明な有価物は、速やかに警察に届ける。
- ・所有者等の個人にとって価値があると思われる品については、廃棄せず、本市等で保管し、可能な限り所有者に引き渡す。写真等は、時間の経過とともに写真等の傷みやカビ等の発生が考えられるため、清潔な保管を心がける。

### 3-4 し尿・浄化槽汚泥の処理方針

#### (1) 処理方針

- ① し尿・浄化槽汚泥の処理は原則として、クリーンセンターで行う。
- ② 汲み取り便所、浄化槽の被害状況を的確に把握し、し尿一般廃棄物収集運搬許可業者との連携を密にし、迅速かつ効率的なし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬及び処理を行う。
- ③ 避難所なし尿収集・運搬については、避難所責任者または避難所担当者と環境衛生班職員とで連絡を密にし、トイレの状況を把握して収集計画表等を作成し、計画収集を行う。
- ④ 市単独で対応が困難な場合には、愛知県及び市町村災害時相互応援協定書に基づき、協力を要請する。
- ⑤ 被災地における感染症対策面から、不要となった便槽に貯留されているし尿、汚水についても早急に収集を行うように努める。

#### (2) 現状の備蓄

地域防災計画による本市の備蓄状況は表3. 5のとおりである。

【表3. 5 備蓄状況】

組立トイレ(基)	簡易トイレ(台)	携帯トイレ(袋)
31	191	22,900

#### (3) し尿発生量の推計

し尿発生量は、南海トラフ地震過去地震最大モデルの地震が発生した場合において、指針に基づき「汲み取り対象世帯での発生量」、「避難所での発生量」、「断水世帯での発生量」を推計した結果を表3. 6に示す。なお、推計に用いた数値、算定方法については、表3. 7に記載のとおりとする。

発災から1週間程度は、避難所利用者や水洗トイレの機能不全などから、通常より多くのし尿汲み取りが必要となる。本市では、1日当たり 62,447 リットルのし尿が発生する見込みである。簡易トイレ、携帯トイレ等を活用しながら、衛生面より早期に仮設トイレを設置し、収集運搬体制を整える必要がある。

【表3. 6 し尿発生量の推計】

項目	発災から 1週間程度	発災1か月後	算定方法
① 汲み取り対象世帯でのし尿発生量(ℓ/日)	9,347	9,590	発災後の汲み取り対象人口×1人1日当たりし尿排出量
② 避難所でのし尿発生量(ℓ/日)	5,100	150	避難者数×1人1日当たりし尿排出量
③ 断水世帯でのし尿発生量(ℓ)	48,000	2,400	上水道断水人口×1/2×1人1日あたりし尿排出量
合計(①+②+③)	62,447	12,140	

【表3. 7 し尿発生量の推計に使用した数値】

項目	発災から1週間程度	発災1か月後	根拠
総人口(人)	130,211	130,211	環境省一般廃棄物処理実態調査結果平成29年度実績「水洗化人口+非水洗化人口」
水洗化人口(人)	123,813	123,813	環境省一般廃棄物処理実態調査結果平成29年度実績
平常時の汲み取り対象人口(人)	6,398	6,398	環境省一般廃棄物処理実態調査結果平成29年度実績による「し尿計画収集人口」より
上水道断水人口(人)	64,000	3,200	瀬戸市地震災害対策計画 ライフライン機能障害より
避難所への避難者数(人)	3,400	100	瀬戸市地震災害対策計画 避難所避難者数
発災後の汲み取り対象人口(人)	6231	6393	平常時の汲み取り対象人口－避難者数×(平常時の汲み取り対象人口÷総人口)
上水道支障率(%)	90	5	瀬戸市地震災害対策計画
1人1日当たりし尿排出量(ℓ/人・日)	1.5	1.5	環境省一般廃棄物処理実態調査結果平成29年度実績におけるし尿収集量÷非水洗化人口÷365日

#### (4) 仮設トイレの必要基数の推計

本市では、容量 255 リットルの組立トイレを31基備蓄している。3 日に 1 度の計画収集を行うと仮定した場合、仮設トイレの設置目安は57人／基となる。また、仮設トイレの必要基数の推計結果は958 基である。備蓄の拡充とともに、平時より物資支援等の協力体制を構築していく必要がある。

【表3. 8 仮設トイレに関する推計】

項目	発災から 1週間程度	発災1カ月後	算定方法
断水による仮設トイレの必要人数(人)	54,261	3,093	(水洗化人口－避難者数×(水洗化人口÷総人口))×上水道支障率×1/2
本市全体の仮設トイレ必要人数(人)	57,661	3,093	断水による仮設トイレ必要人数＋避難者数
仮設トイレ設置目安(人/基)	57	57	仮設トイレの容量(255 ℓ)÷1人1日当たりし尿排出量(1.5 ℓ/人)÷収集計画(3日/回)
仮設トイレ必要基数(基)	958	55	仮設トイレ必要人数÷仮設トイレ設置目安

### 3-5 適正処理が困難な廃棄物対策

#### (1) 対象となる処理困難廃棄物

県計画の中で、災害時の処理困難物の処理については、通常は受入れを行っていない廃棄物であっても、住民に対して排出方法や処理方針を示しつつ、災害廃棄物処理事業としても適切に扱い、環境汚染や事故が起こらないよう対応する必要があるとされている。

対象となる処理困難廃棄物と処理方法について、県計画を一部修正したものを表3.9に示す。平時より協力が想定される回収先や廃棄物処理事業者等との連携体制の具体化を進め、処理体制を構築する。

【表3.9 主な処理困難物の処理方法(例)】

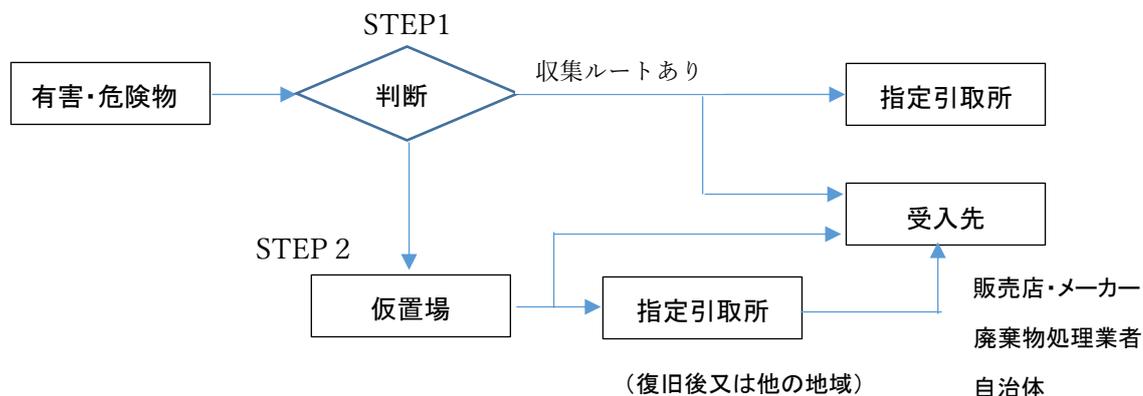
項目	大	地	水	主な処理先等	留意点
スプレー缶、カセットボンベ	●	●	●	市又は処理業者の破砕施設	通常の排出方法を徹底し、火災に注意
体温計、電池等	●	●	●	体温計：水銀のリサイクル施設、リチウム電池・ニカド電池・水銀電池・バッテリー：販売店	通常の排出方法を徹底し、環境汚染・火災に注意
廃缶	●	●	●	処理業者のPRF化施設、破砕後に焼却施設	保管の高さに留意し火災に注意
廃家電	●	○	○	家電リサイクルルート：指定引取所、リサイクル不適物は粗大ごみ処理施設等	リサイクル不適物でもフロン類が残っているものは要回収、冷蔵庫内の食品は事前廃棄が必要
廃タイヤ	○	□	□	販売店、処理業者の破砕施設	タイヤ中の水溜りでの蚊の発生や火災に注意
消火器	○	□	□	広域処理認定ルート：(一社)消火器工業会の特定窓口、指定引取場所	泥中にあったものは、使用時に破裂の危険性あり
ガスボンベ	□	□	□	販売業者に回収依頼、LPガス協会等に連絡相談	爆発、ガス漏洩の危険性があるため、取扱に専門性が必要
燃料	□	□	□	処理業者の焼却処分	廃自動車、廃二輪車、ストープ等に入っているものに注意が必要
薬品、廃農薬、殺虫剤	□	□	□	販売店・メーカーに回収依頼、処理業者の焼却施設・中和施設	事業所から流出・漏洩等がある場合は、事業者へ回収措置等を指導
注射器、注射針等	□	□	□	処理業者の溶融施設	手などを傷つけないよう、堅牢な容器に保管
石膏ボード	○	○	×	有害物質を含むものは、処理業者の管理型処分場、製造工場に回収依頼 有害物質を含まないものは再資源化	ヒ素、カドミウム、石綿を含むものあり、石綿含有廃棄物は埋立のみ
石綿含有廃棄物	○	○	×	処理業者の最終処分場、溶融施設	成形板等は出来るだけ破砕しないように保管・運搬して埋立
廃石綿等	○	○	×	処理業者の管理型処分場、溶融施設	原則仮置場に持ち込まない耐水性の二重梱包、固形化・薬剤処理後、埋立等
飼料、食品廃棄物	○	×	×	市町村又は処理業者の焼却施設	腐敗による悪臭対策が必要
PCB廃棄物	○	×	×	高濃度 PCB 廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業(株)、低濃度 PCB 廃棄物は無害化処理認定事業者又は都道府県知事等許可業者	高濃度 PCB 廃棄物は、各銘板で判別 届出等で所有者が判明するものは、所有者で処理
廃自動車	○	×	×	自動車リサイクルルート：引取業者	所有者の特定、意思確認に努める。電気自動車等は漏電に注意する。

「大」：大規模災害、「地」：地震(通常災害)、「水」：水害(通常災害)において、主に想定される廃棄物の例を指す。

「●」：市町村回収の可能性が高いもの、「○」：市町村回収の可能性のあるもの、「□」：回収物の中に混入するもの、「×」：発生する可能性が低いもの

## (2) 基本的な収集・処理方法

図3. 2で示す有害物・危険物処理フローに従い、処理を行う。



【図3. 2 有害・危険物処理フロー】

### STEP1 収集先の確認

- ・発生物の収集ルートが機能している場合には、各指定引取先または受入先での回収を依頼し、速やかに処理・リサイクルを行う。
- ・発生物の収集ルートが機能していない場合は、仮置場で一時保管し指定引取先の復旧を待つか、他の指定引取先へ転送し、処理・リサイクルを行う。

### STEP2 仮置場における保管

- ・本市が回収・処分しているところでは、本市の平常時の機能が回復するまで、または地域共同で回収処分する体制が確立しているところでは、当該システムが機能するまで保管する。
- ・仮置場を新たな指定取引場所とし、運搬・処理業者と直接やり取りをすることで、速やかに処理・リサイクルを行う方法も考えられる。

## 3-6 不法投棄対策

発災直後には混乱に乗じて、不法投棄の発生が想定されるため、不法投棄監視パトロールを強化する必要がある。災害廃棄物の収集体制を早期に整え、市民に周知するとともに、不法投棄監視パトロールを行う等、過去に不法投棄があった場所を中心に監視を強化します。

不法投棄を発見した場合、「瀬戸市一般廃棄物処理計画」に従い適正に回収・処理するよう指導する。悪質な場合には、管轄の警察の協力を得て調査・指導を行う。

### 3-7 国庫補助金

被災市町村が実施した災害廃棄物の収集・運搬・処分及び廃棄物処理施設の復旧事業について、環境省から補助を受けることが可能である。

災害発生後、速やかに補助金申請を行うため、申請にあたり必要となる被災状況等の写真を撮り、発生直後の状況を記録することとする。

#### (災害等廃棄物処理事業費補助金)

市町村が災害のために実施した生活環境保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分、災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業に対し、災害等廃棄物処理事業費補助金により、被災市町村等を支援するもの。補助率は1/2である。

## 第4章 本計画の推進について

### 4-1 本計画の推進について

本計画の推進は、既存の会議を活用しながら尾張旭市、長久手市及び一部事務組合と連携して協議を行う。

また、本計画の着実な推進を図るため、本市、関係機関の対策の実施状況や国内における対策事例等について調査し、計画の進捗管理・評価を行う。

国や県、市町村における廃棄物対策や防災対策の進捗、災害廃棄物対策の事例、廃棄物処理技術の進展、本計画の進捗状況を踏まえ、随時本計画の検証・見直しを行う。また、国の災害廃棄物対策の見直し、国内の大規模な災害における対策の事例、訓練の実施結果等により、本計画に見直しの必要が生じた場合は速やかに改定を行う。